

施策の柱3

健康を大切にし、元気に生活できる態度の育成

【目標とする姿】

- (1) 児童生徒が、運動の楽しさに触れ、生涯を通して運動に親しもうとする態度が備わっているとともに、基礎的な体力を身に付けています。
- (2) 児童生徒が、自己の心身を大切にし、健康を適切に管理する態度を身に付けています。
- (3) 児童生徒が、不審者や災害、交通事故などから身を守り、安全に生活しています。
- (4) 児童生徒が、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けています。

施策展開の方向性	指標名	【基準年】	平18年度の状況	【目標年次】
		平16年度の状況		平22年度の状況
施策の主な指標	(1)元気な体をつくる指導の充実	新体力テストの総合評価のA段階（S段階を含む） ・小学6年生…13.2% ・中学3年生…13.6%	・小学6年生…9.6%▼ ・中学3年生…13.9%△	・小学6年生…17% ・中学3年生…18%
	(2)健康を大切にする態度の育成	覚せい剤を「使ってはいけない」と考えている中学生の割合 ・中学生90.3% ※小中学生の生活と意識調査	・中学生96.9% ※学習と生活についてのアンケート	・中学生100%
	(3)自己の安全を守る態度の育成	小・中学生の交通事故の発生件数（学校管理下） ・小学校…11件 ・中学校…11件	・小学校…5件△ ・中学校…16件▼	・小学校…0件 ・中学校…0件
	(4)望ましい食習慣の確立	児童生徒の朝食の欠食率（朝食を全く食べない、ほとんど食べない児童生徒の割合） ・小学生…3.4% ・中学生…7.4% ※小・中学生の食に関する実態調査	・小学生…6.0% ・中学生…10.1% ※学習と生活についてのアンケート	・小学生…2.5% ・中学生…5.0%

【訂正】計画において、(3)の指標名に「学校管理下」の記載がなく、基準年の数値に誤りがありましたので、表のとおり訂正いたします。

重点施策・事業	薬物乱用防止教育・性教育の充実
	不審者や災害等に関する安全教育の充実
	学校での教育活動を通じた食育の推進

主な成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生の「覚せい剤を使ってはいけない」という意識の向上を図るため、薬物乱用防止教室等を充実していく。 ・ 小学校における交通事故の発生件数は減少しており、交通安全教室などの成果が表れてきている。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校6年生において、新体力テストのA段階の数値は減少しており、体力向上のプログラム開発などが必要である。 ・ 中学校においては、交通事故の発生件数が増加しており、自転車の正しい乗り方などの安全指導の徹底が必要である。 ・ 朝食欠食の割合の減少を図るため、家庭と連携した、望ましい食習慣の確立についての指導を充実していく。

施策の柱 3

重点施策・事業

1 薬物乱用防止教育・性教育の充実

[所管課 学校健康課]

プラン上の位置付け	施策の柱 施策展開の方向性	健康を大切にし、元気に生活できる態度の育成 健康を大切にする態度の育成
目的	児童生徒の薬物乱用・飲酒・喫煙をなくすとともに、性に関する様々な問題に適応できるようにする。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携を図った「薬物乱用防止教室」を実施するとともに、学校敷地内禁煙の徹底による、喫煙防止教育を推進する。 産婦人科医の協力による「性教育サポート事業」を展開する。 	

スケジュール	年度	平18	平19	平20	平21	平22
	予定	—				→

<p>前年度の取組の状況</p> <p>◇教育委員会の取組</p> <p>◆学校の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 薬物乱用防止教室等の開催支援 <ul style="list-style-type: none"> 市医師会、県薬務課、各警察署等との連携 ◇ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導資料の送付 ◇ 性教育サポート事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 全21中学校で年1回実施：中学3年生対象 事前・事後における生徒の意識調査の実施 ◆ 薬物乱用防止教室等の開催 <ul style="list-style-type: none"> 警察等関係機関と連携を図った開催（全中学校） ◆ 各教科・領域等における保健指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> 薬物や性についての基礎的知識・理解の定着 全体指導と個別指導の実施
---	---

今後の方向性	○拡充 ●継続 ○縮小 ○廃止 ○終了
	<ul style="list-style-type: none"> 専門医、関係機関等の協力を得て講演会を開催するなど、性教育や薬物乱用防止教育を推進することは、児童生徒の意識の向上のために効果的である。 <p>⇒ 喫煙・飲酒・薬物乱用や、性の逸脱行動が心配される児童生徒に対する、保護者と連携を図った個別指導を充実する。</p>

施策の柱 3

重点施策・事業

2 不審者や災害等に関する安全教育の充実

[所管課 学校健康課]

プラン上の位置付け	施策の柱	健康を大切にし、元気に生活できる態度の育成
	施策展開の方向性	自己の安全を守る能力の育成
目的	児童生徒に危険を予知する能力や、災害時や不審者侵入時に、自己の安全を守るためにとるべき行動を判断できる力や実践力を身に付けられるようにする。	
手段	・ 生活全般における、安全指導の徹底を図るとともに、不審者の侵入や災害の発生を想定した避難訓練、交通安全教室・防犯教室等を、計画的に実施する。	

スケジュール	年度	平18	平19	平20	平21	平22
	予定	→				→

前年度の取組の状況	<ul style="list-style-type: none"> ◇ スクールガード・リーダーの派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人小学校3校程度担当し、各校を1か月に1回程度訪問 ・ 各学校巡回による防犯避難訓練や防犯教室における指導助言の実施 ◇ 「保健・安全教育指導者研修会」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象：各学校の安全教育担当者 ・ 年1回、保健教育と安全教育を隔年で実施 ◇ 「地域安全マップ」作成にあたっての指導資料や教材CDの配付
◇教育委員会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時及び不審者侵入時を想定した訓練 ・ スクールガード・リーダーや消防署員等の協力 ◆ 交通安全・防犯教室の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験的な活動を通じた実践力の育成 ・ スクールガード・リーダーや警察スクールサポーター等との連携 ◆ 「地域安全マップ」の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校在学中において、それぞれに必ず1回は作成 ・ 毎年見直し、有効活用 ・ 通学路を中心とした危険箇所や「子ども110番の家」の場所の確認
◆学校の取組	

今後の方向性	○拡充 ●継続 ○縮小 ○廃止 ○終了
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害避難訓練や防犯避難訓練、交通安全・防犯教室の充実とともに、「地域安全マップ」の作成などは、安全教育の充実のために必要である。 ⇒ 交通事故防止の徹底とともに、不審者対策として「子ども110番の家」の確認と、児童との顔合わせ等の機会を計画的に進め、安全教育の充実を図っていく。

3 学校での教育活動を通じた食育の推進

[所管課 学校健康課]

プラン上の位置付け	施策の柱	健康を大切にし、元気に生活できる態度の育成
	施策展開の方向性	望ましい食習慣の確立
目的	本市児童生徒の実態を把握し、食育の指導の充実を通して、体の健康、心の育成、社会性の涵養、自己管理能力の育成を図り、望ましい食習慣を身に付けられるようにする。	
手段	・ 各教科や学校行事、給食指導等全教育活動を通して食育を行う。また、ランチルームや給食室などの整備充実を図る。	

スケジュール	年度	平18	平19	平20	平21	平22
	予定					→

前年度の取組の状況	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 食育に関する内容を掲載した「もぐもぐだより」の作成・配付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者に対して食育を啓発するため、年6回配付 ◇ 「子どもの健康は朝食から（朝食摂取啓発）」ビデオの作成・配付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者に対して朝食の意義や食事マナーなどを啓発 ◇ 「食育パンフレット」の作成・配付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事マナーや栄養バランスのとれた食事内容などを掲載 ◇ ランチルームの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食環境を整えるために、5校整備（城山東小，豊郷中央小，豊郷南小，城山中，陽東小）
◇教育委員会の取組	◆ 「食に関する指導年間指導計画」（平成16年度作成）に基づく計画的な指導の展開
◆学校の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 給食だより（食育だより）の作成・配付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭への啓発を推進 ◆ 学校給食における地産地消の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食材への興味・関心の向上 ◆ 交流給食や親子給食の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食を通じた好ましい人間関係の育成

今後の方向性	●拡充 ○継続 ○縮小 ○廃止 ○終了
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食など教育活動を通じた食育や、家庭と連携した食育を推進することは、食に関する意識の向上や望ましい食習慣を確立するために有効である。 ⇒ 今年度は、朝食をとらない児童生徒への個別指導を行うとともに、食環境を整えるために、ランチルームの整備を計画的に進めていく。